

(3) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (牛トレーサビリティ法)

ア 目的

牛の個体を識別するための措置を行い一元管理することにより、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、生産から流通・消費の各段階において牛肉に係る識別のための情報を正確に伝達することにより、畜産及びその関連産業の健全な発展と消費者の利益の増進を図ることを目的としています。

イ 概要

国内（生体で輸入された牛を含む）で飼養されたすべての牛を、一頭ごとに１０桁の個体識別番号で管理することにより、その牛の性別や種別に加え、出生から、とさつまでの飼養地などの情報がデータベースに記録され、公表されています。

その牛がとさつされ牛肉となって以降は、その牛の個体識別番号を枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく各過程において、その取引に係ると畜者、卸・販売業者等は、表示・伝達を行うとともに、仕入れ又は販売等の相手先などを帳簿に記録・保存することを義務付けられています。

これにより、国産牛肉※については、牛の出生から消費者に供給されるまでの間、販売されている精肉などに表示されている個体識別番号から、牛の出生までの追跡・遡及（トレーサビリティ）が可能となりました。

ウ 個体識別番号の表示及び帳簿の備付け

(ア)と畜者

牛のとさつの届出と、とさつした牛から得られた国産牛肉への個体識別番号の表示及び帳簿を備付け引渡しに関する事項の記録・保存を行う必要があります。

(イ)販売業者（牛肉の卸売業者及び精肉の小売業者）

販売する国産牛肉又はその容器などに個体識別番号又はロット番号※を表示するとともに、帳簿を備付け国産牛肉の仕入れ及び販売（一般消費者への販売は除く）に関する事項の記録・保存を行う必要があります。

(ロ)特定料理提供業者（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキの料理を主に提供する事業者）

国産牛肉を主たる材料とする料理を提供するときは、その店の見やすい場所に個体識別番号又はロット番号を表示するとともに、帳簿を備付け国産牛肉の仕入れに関する事項の記録・保存を行う必要があります。

※「国産牛肉」について

法では、個体識別台帳に記載されている牛から得られた食用に供する牛の肉を特定牛肉と定義し、その個体識別番号の伝達及び表示を行うことを義務としています。

但し、次にあげるものを除きます。①牛の肉を原材料にして、加工及び調理をしたもの。②牛の肉を挽肉機で挽いたもの（ミンチ）。③牛の肉の整形過程で副次的に得られる牛の肉。と畜時は、内臓肉、ほほ肉、タン及びテール。枝肉以降は、スジ肉や端材等のくず肉を原材料とした小間切れや切り落とし等の商品のうち、個体識別番号の表示困難なもの。

※「ロット番号」とは

国産牛肉の流通・加工の実態上、複数頭分を組み合わせると一つの商品とする場合や複数の牛の特定の部位だけをまとめ一つの商品とする場合などのときには、５０頭を限度にロットを構成し、そのロット番号を個体識別番号に代えて表示・伝達することができます。

なお、消費者等からの問い合わせに対して、ロット番号に対応する個体識別番号の情報を提供しなければなりません。

エ 行政処分・罰則等

特定牛肉を販売する際に個体識別番号を表示しなかったり、帳簿が備えられていない等の場合は、「勧告」「命令」を経て、３０万円以下の罰金が科せられます。